

1. 議事日程（令和3年第2回北広島町議会定例会）

令和3年6月9日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		施政方針
日程第4		諸般の報告
日程第5	報告第1号	令和2年度北広島町一般会計繰越明許費について
日程第6	報告第2号	令和2年度北広島町下水道事業特別会計繰越明許費について
日程第7	報告第3号	令和2年度北広島町介護保険特別会計繰越明許費について
日程第8	報告第4号	令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計繰越明許費について
日程第9	報告第5号	令和2年度北広島町一般会計事故繰越について
日程第10	報告第6号	専決処分の報告について (北広島町立八重東小学校 屋根・外壁改修工事について)
日程第11	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (北広島町税条例等の一部を改正する条例)
日程第12	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度北広島町一般会計補正予算(第2号))
日程第13	議案第58号	北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第59号	財産の無償譲渡について (下石生活改善センター)
日程第15	議案第60号	財産の取得について (高規格救急自動車)
日程第16	議案第61号	令和3年度北広島町一般会計補正予算(第3号)
日程第17	議案第62号	令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第18	議案第63号	令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第19	発議第2号	予算審査特別委員会の設置について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕 野 博 司	副 町 長	畑 田 法 正	教 育 長	池 田 庄 策
芸北支所長	楨 原 ナギサ	大朝支所長	小 椿 治 之	豊平支所長	細 川 敏 樹
危機管理課長	野 上 正 宏	総 務 課 長	川 手 秀 則	財政政策課長	植 田 優 香
管 財 課 長	高 下 雅 史	まちづくり推進課長	沼 田 真 路	税 務 課 長	矢 部 芳 彦
町 民 課 長	大 畑 紹 子	福 祉 課 長	芥 川 智 成	保 健 課 長	迫 井 一 深
農 林 課 長	宮 地 弥 樹	商工観光課長	中 川 克 也	建 設 課 長	竹 下 秀 樹
上下水道課長	寺 川 浩 郎	消 防 長	日 田 靖 成	学校教育課長	植 田 伸 二
生涯学習課長	西 村 豊	会計管理者	細 居 治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江 議会事務局 小 川 友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。町長、町議会の改選後初の定例会となります。本定例会は、令和3年度の肉づけ予算として審議がされる議会であります。令和3年度、町の方針が決定される重要な会議であります。活発な議論を交わしていただくことを期待しております。さきの議会運営委員会において、省エネ、節電対策の取組の一環として、服装をクールビズに努めることとしました。暑い方は上着をとっていただいても結構です。議場内においてもマスクを着用することとしております。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたまま、はっきりと発言するよう努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、美濃議員、8番、梅尾議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第２ 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第２、会期の決定について議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月２４日までの１６日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から６月２４日までの１６日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第３ 施政方針

○議長（湊俊文） 日程第３、町長より施政方針の申出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。６月町議会定例会に提案しております令和３年度補正予算並びに諸議案の提出に当たり、町政運営に対する所信の一端と、施策の概要を申し上げ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。私は、この３月に３期目となる北広島町政を担わせていただくことになりました。これまでの町民の皆様の温かいご支援、ご協力に深く感謝を申し上げますとともに、今後も皆様の負託に応えるべく、改めて身の引き締まる思いをいたしております。引き続き明るく元気なまちづくりを目指し、２期８年の経験を生かし、全力で町政運営に邁進していく所存でございます。思い返してみますと、私は、町長就任以降、町民の皆様の立場に立ち、共に考え、進めていく地域づくり、まちづくりを中心に施策を実施してまいりました。現在は、この協働のまちづくりの場としてまちづくりセンター、地域づくりセンターを開設し、学び塾など、まちづくりを担うひとづくりを進めているところであります。また、平成２９年以降災害が頻発し、復旧・復興に全力で取り組んでまいりました。自然災害の脅威と防災の重要性については、常に心にとめておりますが、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、社会経済のあらゆる場面において大きな変化、影響を及ぼし、社会の価値観や生活様式を急激に変化させております。ウィズコロナの持続可能なまちづくりを進めていくことが必要であると考えております。令和３年度の国の経済見通しによりますと、令和２年度の我が国経済について、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、緊急経済対策、補正予算の効果も相まって持ち直しの動きが見られる。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。としており、実質国内総生産の成長率は５．２％程度の減が見込まれています。そのため、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現、防災、減災、国土強靱化の推進などを柱とした国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を策定し、感染拡大防止を最優先に徹底し、経済への影響に対して支援策を講じてきております。令和３年度の経済財政運営に当たっては、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることとし、公的支出による経済の下支えを図りつつ、民需主導の成長軌道に戻していくこと、

コロナで明らかとなった課題に対処すべくデジタル社会の実現を目指し、新しい社会を支える人、イノベーションへの投資の強化、活力ある地方を創るため、観光、農林水産業の振興、地域公共交通の活性化、全世代が安心できる社会保障制度の構築、皆が活躍できる地域共生社会の実現、国土強靱化などの重要課題への取組を行うこととしています。令和3年度の国の地方財政対策によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方が地域社会のデジタル化や防災、減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額について令和2年度計画と同水準を確保することとしています。地方財政計画に掲げられている事業として、行政情報システムのデジタル化と合わせ、デジタル社会の恩恵を多くの住民が実感できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地域デジタル社会推進費の創設、防災、減災、国土強靱化を推進する観点から、緊急防災・減災事業費などの事業期間の延長や、引き続き、まち・ひと・しごと創生事業費や地域社会再生事業費の確保、地域の需要プロジェクト推進のための地方回帰支援などの取組へ地方財政措置が確保されているところであります。新たな広島県づくりに向けては、おおむね30年後の県のあるべき姿を構想し、10年後の目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を示した、安心誇り挑戦ひろしまビジョンを、昨年10月に策定しています。引き続き、広島に生まれ、育ち、住み、働いてよかったと心から思える広島県の実現を基本理念に、県民一人一人が安心の土台と誇りにより、夢や希望に挑戦しています。仕事も暮らしも、里もまちも、それぞれの欲張りなライフスタイルの実現を目指す姿としています。その実現に向け、県民の挑戦を後押しし、広島県の強みである都市と自然の近接性という特性を生かした適散、適集な地域づくりを基本的な考え方としており、先駆的に推進するDX、ひろしまブランドの強化、生涯にわたる人材育成の3つの視点を掲げ、人口減少、少子化・高齢化、新型コロナなどの課題に対応していくとしています。次に、令和3年度における町政運営に対する基本姿勢であります。1点目は、新型コロナウイルスへの対応です。本町の新型コロナウイルス感染者数は、徐々にですが増加しており、昨年度に引き続き、感染予防、感染拡大防止対策、加えてワクチン接種について最優先に取り組んでいかなければなりません。感染状況、ワクチン接種の状況、医療体制状況は刻一刻と変化しており、詳細を把握しながら、国、県の動向を踏まえ、連携して対応してまいります。また、日常生活の様々な場面にICTが活用されてはいるものの、コロナにより働き方や生活様式などの在り方も変化し、新たな日常が求められている中で、国全体でデジタル化の遅れが指摘されています。デジタル技術の活用だけではなく、ビジネスモデルや人々の生活をよりよいものへ変革させるDX、デジタルトランスフォーメーションの取組も推奨されており、デジタル化は加速化の方向へと進んでいます。今後の本町を展望したとき、情報通信の基盤整備が喫緊の課題であったことから、FTTH化事業を令和2年度から進めており、今年度は幹線部分の光化をすべて完了する予定です。これらの基盤整備により、AI、IoTの普及や5Gの活用が可能となり、担い手が不足している農業などの生産性向上や、遠隔医療や高齢者の見守りなどの介護、教育、子育て分野など地域課題の解決につながることができます。2点目は、協働のまちづくりです。中心的な拠点となるまちづくりセンターを4月に開設いたしました。まちづくりの基本はひとづくりであることから、きたひろ学び塾を開講し、地域における人材育成を進めて3年目となります。コロナ禍で十分な活動ができていないのが現状ではありますが、学び塾の目的である学びを深め、地域課題に関心を持ち、地域課題に取り組む人材育成につながるひとづくりを進めてまいりま

す。3点目は、スポーツによる地域活性化の取組です。町民の皆さんがスポーツを通して体も心も元気になり、地域も元気になるまちづくりを進めるため、本町のスポーツは、競技スポーツだけではなく、ラジオ体操、ウォーキングなどの健康づくりや、応援する、支える行動を含め、楽しみながらスポーツに関わることを、きたひろスポーツ、通称、きたスポと決めました。このきたスポにより、健康増進が図られ、スポーツの輪が広がり、地域に元気や活力が生まれ、スポーツイベント、スポーツツーリズムなど、産業が盛んなまちづくりを進めていきたいと考えております。本町の財政状況は、第3次行政改革大綱に基づき、財政健全化の取組を継続していることから、健全化の指標である実質公債費比率、将来負担比率とも基準値内を示しています。しかしながら、本町と同等の人口規模を有する県内市町類似団体と比較すると、予算規模は、はるかに大きく、平成17年の合併以降、予算、決算が高額で推移しているという状況が続いています。普通交付税の合併特例加算が令和元年度で終了し、歳入は大幅に減少しているにもかかわらず、事業規模の縮小ができていないなど構造的な課題を抱えております。特に、歳出については社会保障関係費の増加、災害復旧、老朽化が著しい多くの公共施設やインフラの維持・修繕など課題は山積していますが、課題全てに対応するための財源の確保は到底できるものではなく、厳しい財政運営を余儀なくされている状況にあります。また、新型コロナウイルスが地方財政に及ぼす影響は大きく、町税等の減収が見込まれますが、子育て、高齢者福祉、医療、保健衛生など、社会保障関係費などの行政サービスを安定的に提供しつつ、事業の在り方を見直し、徹底的な歳出の抑制に努め、財源の確保に努めてまいります。令和3年度当初予算は、選挙の関係から骨格予算として、経常経費や当初予算化が必要な事業費のみを計上しているため、この6月補正予算に計上する事業費と合わせ、本格的な予算となります。引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、事業の選択と集中を行い、限られた予算の中で、第2次北広島町長期総合計画及び第2期北広島町総合戦略に位置づけられた事業を執行していくことを重点に予算編成をしています。今後も安定した住民サービスと持続可能なまちづくりを行うための財政運営を進めてまいります。続いて、主要施策について、その概要を第2次長期総合計画に定める5つの重点方針に沿ってご説明申し上げます。施策の1つ目は、みんなで創造する実りと活力のあるまちです。農林業振興対策では、新規就農総合対策事業において、意欲のある研修生の就農時及び経営安定までの支援の取組を継続してまいります。また、重点品目であるハウレンソウのブランディングを進めていますが、今後も北広島町産野菜としての知名度の向上を図ってまいります。林業分野では、引き続き森林環境譲与税を活用し、民有林の間伐等の整備や林道整備等を実施し、森林資源の適切な管理を進めてまいります。商工業振興対策では、本町の商工業の発展のため商工会への支援や小規模経営者等の事業承継支援を継続してまいります。また、創業、起業支援のための補助金や企業ガイドブックの活用などにより、雇用の確保、地域活性化を図ってまいります。企業立地奨励金については、設備取得奨励金を交付し、町内企業を支援してまいります。施策の2つ目は、誰もが愛着を持って暮らせるまちです。観光振興対策では、コロナ禍で観光関係の事業は展開できていない状況にありますが、オンラインを活用した観光プロモーション事業や、やまがたサイクルツーリズムなど、北広島らしさの魅力を工夫して伝えてまいります。また、農山村体験推進事業、いなか体験サポート事業等を継続し、新たにきたひろスポーツツーリズムの開発と合わせて、交流人口や関係人口の拡大に努めてまいります。定住対策では、暮らしアドバイザーを中心とした移住、定住相談やお試し住宅の活用、空き家等対策事業など、総合的な定住促

進を継続してまいります。地域づくり振興対策では、住民自治、協働のまちづくりを推進するため、地域づくり交付金を継続し、地域協議会の活動を支援し、集落支援員の配置、地域おこし協力隊員の受入れなどにより、地域課題の解決や活性化を図ってまいります。若者、子育て世代環境対策では、子ども家庭総合支援拠点を設置しており、ネウボラきたひろしま、てごてごとともに、助産師、保健師、保育士等にいつでも気軽に相談ができる体制としています。中学生を対象とした命の授業、ブックスタート事業や保育士育成奨学金による保育所の人員不足解消などを継続し、若い人も将来を描くことができる環境、子育て家庭が安心して過ごすことができる環境に引き続き取り組んでまいります。子供の人材育成対策では、ふるさと夢プロジェクトとして、各学校が地域資源を活用し、地域のひととともに特色のある活動を実施しています。ふるさとを知り、ふるさとでできることを発見し、郷土愛を育むひとづくりを継続いたします。学校教育対策では、GIGAスクール構想において、子供たちの1人1台の端末整備を完了いたしました。今後は、子供たちの情報活用能力を育ててまいります。外国語教育は、引き続き、教員と外国人指導助手が連携して指導を行ってまいります。また、今年度から特別支援教育の一つとして通級指導教室を開設し、自立活動のための指導を行ってまいります。子供の安全安心な学習環境の整備として、引き続き、八重東小学校の設備の改修工事の継続や、新規に八重小学校校舎・体育館改修工事に伴う設計業務、老朽化した給食センターの基本構想策定業務、豊平中学校のスロープ設置などを実施します。地元高等学校の存続は、地域活性化の一翼を担っていることから、クラブ活動の振興、塾運営など、各校の実情に応じた学力、魅力向上に対する支援を継続してまいります。生涯学習、スポーツ振興対策では、老朽化した大朝B&G海洋センターのプール修繕工事を実施し、小中学校の学習環境、地域のスポーツ環境を整備します。ふるさと寄附制度を活用したトップアスリート支援事業は3年目となりますが、選手への応援・支援を通じて、町民の皆さんのスポーツへの関わりを醸成し、きたスポを広げていきたいと考えております。また、外出機会の削減、自粛により読書が有効に活用されています。図書館、まちづくりセンター、地域づくりセンターが連携し、図書の充実を図ってまいります。施策の3つ目は、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちです。健康増進対策では、まず、新型コロナワクチン接種について、国・県と連携し、今後も医師会と協力して早急に進めてまいります。元気づくり推進事業では、元気づくり体操への参加、地域の支え合いの醸成や介護予防について取り組んでいるところです。人生100年時代において、健康寿命を延ばし、生き生きとした生活につなげてまいります。また、病気や健診の理解を深めるなど、受診率の向上及び特定保健指導により、病気の早期発見及び重症化予防を継続して進めてまいります。子育て支援環境対策では、高校生までの医療費を助成する子ども医療費助成事業や、不妊治療、妊婦交通費の助成を継続してまいります。医療供給体制確保対策では、救急相談センターによる電話相談や、医師会と連携し、当番医、救急医療など、休日に安心して生活ができる診療体制を継続してまいります。高齢者生活支援対策では、第8期介護保険事業計画に基づき、千代田病院グループホームの施設整備のための整備費補助を行います。また、介護人材確保のため、助成事業を継続し、介護事業所への定着、質の向上に努めてまいります。障害者支援対策では、令和2年度に策定しました北広島町障害者プランに基づき、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向け、事業所と連携しながら、障害福祉サービスの提供を図ってまいります。人権を尊重するまちづくり対策として、人権学習の開催、町内で生活する外国人を対象とした日本語教室の実施、男女共同参画事業などを継続し、人権が尊重され、多文化共生社会、男女

が活躍できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。次に、施策の4つ目は、やすらぎと便利さを感じられるまちです。生活交通確保対策では、令和2年度に改訂しました北広島町地域公共交通計画に基づき、引き続き効率的かつ効果的な運行、利用促進につながる交通体系の確保に努め、持続可能な運行サービスの提供につなげてまいります。自然環境保全対策では、生活環境の保全と公衆衛生の向上に必要な、生活排水処理基本計画について今年度見直しに取り組み、処理率の向上に資する小型合併浄化槽補助についても継続してまいります。また、資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動に継続して取り組み、ごみ処理量の抑制を図ってまいりたいと考えております。安全安心なまちづくり対策として、消防署豊平出張所の高規格救急車の更新、消防団においては、千代田地域の積載車の更新や、災害に備え、自主防災組織や防災リーダーの育成など、防災安全対策を推進してまいります。社会資本整備対策では、農業基盤整備、道路改良及び維持修繕、橋梁点検など計画的に進めてまいります。頻発化する災害については、通常の暮らしに一刻も早く戻るよう、令和3年度も着実に復旧・復興に努めてまいります。水道事業ですが、将来にわたり安全安心な水を適切な料金で提供するシステムを構築するため、広島県と県内15市町が準備協議会を発足し、統合に向けて準備を進めております。今後さらなる水道事業の経営安定と運営基盤の強化に向け、協議を行ってまいります。国土調査推進対策として、有効な土地利用を促進するため、国土調査法に基づき、引き続き計画的に事業を推進してまいります。最後に、施策の5つ目は、町民と行政が一体となって未来を創造するまちです。協働のまちづくり推進対策では、まちづくりの指針である第2次北広島町長期総合計画の実施計画となる後期基本計画を令和4年度以降5年間の取組として今年度策定いたします。きたひろ学び塾は3年目となります。コロナ禍で十分な活動ができなかったものの、多様化するニーズや地域課題の解決に向けた人材育成に引き続き取り組んでまいります。この4月に協働のまちづくりの拠点としてまちづくりセンターを開設し、コアゾーン整備工事も完了しております。今後は、千代田地域づくりセンターの解体工事や道路の整備などを順次実施し、周辺の店舗や、道の駅などと一体的に利用され、多世代の人が気軽に集う空間、場所として整備してまいります。スポーツによる地域活性化では、観光事業者、町、スポーツ団体が連携し、まちづくり、地域活性化を進めていく組織である、仮称、まちづくりコミッションの設立を目指します。また、きたスポを地域資源と組み合わせ、観光事業などと連携して、交流人口、関係人口を増やし、経済効果を上げ、地域活性化を図ってまいります。ふるさと寄附金や企業版ふるさと納税を積極的に活用し、事業を推進するとともに、きたひろ応援ファン事業により、地域活性化への取組を応援してまいります。健全な行財政運営によるまちづくり対策ですが、本町のあるべき姿が実現できる財政運営に取り組むため、町民、議会、職員その他関係者にも分かりやすい財政状況の公表に努め、情報の共有を図ってまいります。公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、公共施設の統廃合は必須の課題であります。施設の特性や町民ニーズを踏まえ、関係者と協議しながら資産の整理に努めてまいります。また、行政DXの取組として、24時間問い合わせが可能となるAIチャットボットを導入します。また、文書管理システムによる業務の効率化を進め、住民サービスの向上やコスト削減を図ってまいります。以上、令和3年度の町政運営に対する基本的な考え方と主要施策について概要をご説明申し上げます。6月補正予算後の一般会計の総額は141億9100万円、令和2年度当初予算と比較すると6億8900万円の減額、4.6%の減となりました。冒頭にも申し上げましたが、持続可能なまちづくりを進めることは、SDGsが示す、持続可能な世界を実現するため、経

済、社会、環境の諸課題に対する総合的な取組と同様の方向を示しており、本町における施策の推進は、SDGsの達成に資すると考えております。持続可能なまちであるために安定した財政基盤であることを基本とし、課題である予算・決算規模の縮小などに向けて、事業の見直し等による歳出の削減、業務改善等による経費の節減などに取り組んでまいります。一方で、社会全体のデジタル化が大きく進展しており、本町も現在と未来を見据えた町政運営が必要なことから、FTTH化事業や協働のまちづくり、ひとづくりの事業を進めているところです。引き続き、住んでみたい、住んでよかった、住み続けたいと思われる魅力あるまち、未来につながるまちを見据え、町民の皆様と実践してまいります。町民の皆さまにおかれましては、円滑な町政運営へのご理解とご協力をお願いいたします。本定例会にご提案申し上げております補正予算案をはじめ、各種案件につきまして十分にご審議をいただき、議決をいただきますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） これをもって町長の施政方針を終わります。

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第4、諸般の報告をいたします。議長報告はお手元に配付したとおりです。本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略します。以上で議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは行政報告をいたします。資料の3ページをお願いします。財政政策課関係であります。先ほども申し上げましたが、長期総合計画、後期の基本計画、長期総合計画10年計画であります。前期と後期に分けて、後期の5年間、令和4年から令和8年の対象になりますけれども、今策定に向けて協議を進めているところであります。まずは各種団体ヒアリング等を行い、まちづくり総合委員会等で検討をいただいているところであります。4ページをお願いします。企業版ふるさと納税の関係でありますけれども、これまでも企業版ふるさと納税あったんですが、令和2年度から、企業により有利になるような仕組みに若干変わったということで、令和2年度、延べ12件、2560万円の企業版ふるさと納税をいただいたところであります。7ページ、まちづくり推進課の関係であります。協働のまちづくり推進事業として、きたひろ学び塾を開催するわけですが、これもコロナ禍の中で苦戦しながら今やっております。それからスポーツをキーワードとした地方創生事業では、第2期の北広島町スポーツ推進計画ということで、きたスポの関係も含めた形で、スポーツ推進計画を策定をいたしました。8ページをお願いします。これが一般の方からのふるさと寄附金との関係であります。下段のほうです。令和2年度で601件、3880万円余のご寄付を頂いたところでございます。保健課の関係では、元気づくり体操等取り組んでおりますが、コロナ禍の中で若干苦戦をしておりますけれども、4月末現在で63会場で、延べの参加人数が2877人となっております。それから農林課の関係であります。17ページをお願いします。鳥獣被害対策でありますけれども、有害鳥獣の捕獲と狩猟捕獲合わせて、下のほうの段ですけども、イノシシ、シカがこれまでに比べると非常に多くなっております。それだけ捕っていたという



ことではありますけれども、多く生息しているということも言えるのではなかろうかと思っております。それから一番下がツキノワグマ目撃情報、捕獲数を書いております。昨年度は非常にこれも多く、目撃も241件、捕獲が38件というふうになっております。18ページをお願いします。森林経営管理制度、森林環境譲与税の取組でありますけれども、令和2年度で意向調査を芸北細見地区、大朝田原地区で実施をして、これが調査の担当エリアが合わせて228haということになっております。この調査結果により保育間伐等取り組んでまいりたいと考えております。19ページをお願いします。商工観光課の関係でありますけれども、コロナ対策として、頑張る飲食店応援金として32件、これは昨年度2月25日から今年の3月19日までの件数ですが、お支払いをさせていただいたということですし、次の頑張るきたひろ事業者応援金、この3月29日から5月31日までですが、12件申請をさせていただいたという、決定をさせてもらったということでもあります。緊急制度融資信用保証料補助金ということで、一番最初に始めた分だろうと思いますけれども、8件の申請があるところであります。21ページをお願いします。建設課の関係であります。平成30年の発生した災害復旧は全て完了しております。令和元年の発生した災害復旧についてもほぼ完了というところであります。令和2年度の発生した災害復旧については、既に済んだところもありますけれども、まだこれからというところがあります。それからその下に、22ページの下ですが、ため池のことで書いております。特定農業用ため池の指定を、これは決壊等により下流に被害を及ぼすおそれのあるため池ということで、県が指定するということになっておりますが、5月18日現在で174池指定されておるということでもあります。それから管理者等からの申請で、廃池にするという申請も上がってきております。町内で6つ申請が上がっておりますが、1か所は廃池工事が済んでおります。2か所は、今工事中、残りの3か所は、これから測量設計に入ったり、準備をしたりということで進めていくということでございます。23ページをお願いします。上下水道の関係です。これは、先ほども申し上げましたが、水道事業の広域連携ということで、第1回の広島県水道企業団設立準備協議会が4月26日に、これはコロナ禍の中でありましたので、ウェブ会議ということで開催をいたしました。私からの行政報告は以上であります。教育委員会関係は、教育長より報告をさせていただきます。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） 教育委員会から教育行政に関わってご報告を申し上げます。24ページをお開きください。まず、学校教育課でございますが、GIGAスクールに係る研修会、そこに記載をしておりますように、昨年度末から開始をいたしまして、現在では、各校とも学校での活用を力を入れているところであります。一定程度の活用ができる状況にはなっていると思っております。今後は、家庭への持ち帰りにつきまして準備を進めたいというふうに考えております。次に卒業式でございますが、町内公立小中学校3月11日、13日、19日、23日に卒業式を行いまして、小学校6年生157名、中学校3年生144名が卒業いたしました。それから3月25日、川迫小学校の閉校式を行っております。入学式でございますが、4月6日、7日、8日に実施をいたしまして、町内公立小学校1年生118名、中学校1年生139名が入学をしております。25ページをお開きください。生涯学習課でございますが、まず、東京オリンピックドミニカ共和国選手団事前合宿誘致事業でございますが、ホストタウン推進会議、5月17日に開催をいたしまして、合宿の受入れを中止と決定いたしております。次に、文化財保護事業でございますが、1点、北広島町収蔵作品展は実施できましたが、それ以外はコロナ

ウイルス感染防止のため中止をしております。自然館事業につきましても、春のトレッキングは行いましたが、それ以外はコロナの影響で中止をしております。教育委員会からは以上でございます。

○議長（湊俊文） 以上で町長並びに教育長の行政報告を終わります。これをもって諸般の報告を終わります。ここで暫時休憩をいたします。11時5分再開です。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 54分 休 憩

午前 11時 05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。

日程第5 報告第1号 令和2年度北広島町一般会計繰越明許費についてから

日程第9 報告第5号 令和2年度北広島町一般会計事故繰越しについて

○議長（湊俊文） 日程第5、報告第1号、令和2年度北広島町一般会計繰越明許費についてから、日程第9、報告第5号、令和2年度北広島町一般会計事故繰越しについてまでの5件を一括議題といたします。以上、5件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第1号から第5号につきまして一括して概要を説明します。議案集の1、2ページをお願いします。報告第1号、令和2年度繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。令和3年3月臨時議会において、議案第47号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第9号で議決をいただきました繰越明許費につきまして調整を行った結果を報告するものです。次に、議案集3ページをお願いします。報告第2号、令和2年度繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。令和2年12月定例議会において、議案第99号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号及び令和3年3月臨時議会において、議案第49号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号で議決をいただきました繰越明許費につきまして調整を行った結果を報告するものです。議案集4ページをお願いします。報告第3号、令和2年度繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。令和3年3月臨時議会において、議案第51号、令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号で議決をいただきました繰越明許費につきまして調整を行った結果を報告するものです。議案集5ページをお願いします。報告第4号、令和2年度繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。令和2年9月定例議会において、議案第83号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号で議決をいただきました繰越明許費につきまして調整を行った結果を報告するものです。議案集6ページをお願いします。報告第5号、令和2年度一般会計繰越明許予算事故繰越しについて。地方自治法施行令第150条第3項に定めるところに

より報告するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明をいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 報告第1号、令和2年度一般会計に係る繰越明許費につきまして、財政政策課から報告いたします。議案書の1、2ページをご覧ください。年度内に支出が完了しない経費につきまして、令和3年度に繰越しをした額を報告するものです。2款総務費の総務管理費、庁舎管理事業500万円、電子計算組織管理運営事業800万円、コミュニティ振興対策事業1113万1000円、まちづくりセンター管理運営事業6361万9300円を、次に、3款民生費の児童福祉費、保育所総務費350万円を、次に、4款衛生費の保健衛生費、感染症予防対策事業330万円を、次に6款水産業費の農業費、農業基盤整備事業518万4000円、農業施設維持修繕事業850万円、担い手育成総合支援事業2740万円を、同じく林業費の森林経営管理事業1306万6680円、林道維持修繕事業1165万2600円、小規模崩壊地復旧事業1934万2000円、国土調査事業1282万7000円を、次に、7款商工費の商工費、商工振興対策事業2300万円、さんさん市運営事業2986万5000円を、次に8款土木費の道路橋梁費、県営道路改良事業161万8494円、道路新設改良事業5316万4000円、橋梁維持修繕事業2485万1000円、同じく砂防費、急傾斜地崩壊対策事業161万5431円、次に9款消防費の消防費、一般管理事業184万円、防災事業500万円を、次に10款教育費の小学校費、小学校管理事業6681万8200円、小学校教育振興事業719万4000円、同じく中学校費、中学校管理事業460万円、中学校教育振興事業353万1000円、同じく社会教育費、成人式開催事業26万7000円、北広島町図書館運営費85万6000円、同じく保健体育費、芸北海洋センター運営費3425万5000円を、次に11款災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農林水産施設2年災害復旧事業1億3200万円、31年災害復旧事業1146万8000円、31年単独災害復旧事業320万円を、同じく公共土木施設災害復旧費、公共土木施設2年災害復旧事業752万7000円、31年災害復旧事業1029万8000円を、次に、諸支出金の特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金60万円、情報基盤整備事業特別会計繰出金6億527万9000円の合計35事業、12億6806万9705円を繰り越したものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 報告第2号、令和2年度下水道事業特別会計に係る繰越明許費について、上下水道課からご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。年度内に支出が完了しない経費につきまして、令和3年度に繰越しをした額を報告するものでございます。1款総務費の総務管理費、一般管理事業の下水道台帳作成委託料2289万9000円と、2款下水道費、下水道施設費、下水道新設事業の機械設備更新工事費の115万8000円、以上、合計2事業、2404万7000円を令和2年度から令和3年度へ繰越しをしたものでございます。すみません、失礼いたしました、下水道台帳の作成委託料が2289万9000円と申しあげましたが、2288万9000円の誤りでございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 報告第3号、令和2年度北広島町介護保険特別会計繰越明許費について、保健課よりご報告申し上げます。議案集の4ページをお願いします。1款1項介護保険管理運営事業199万7000円を令和3年度へ繰り越しております。内容としまして、介護施設等

のコロナ対策消耗品として60万円を、介護保険システム改修費として139万7000円を繰り越したものでございます。保健課からの報告は以上でございます。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 報告第4号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計繰越明許費について、総務課からご報告申し上げます。議案集5ページをお願いします。2款1項情報化施設管理事業、年度内に支出が完了しない経費について、10億3400万円を翌年度に繰り越すものです。以上、総務課から報告を終わります。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 報告第5号、令和2年度一般会計繰越明許予算に係る事故繰越しにつきまして、財政政策課から報告をいたします。議案書の6ページをお願いいたします。避けることのできない事故のため、年度内に支出が完了しない経費につきまして、令和3年度に事故繰越しをした額を報告するものです。6款農林水産業費の農業費、農業基盤整備事業741万3000円、1事業でございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 以上、5件について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第1号、令和2年度北広島町一般会計繰越明許費についてから、報告第5号、令和2年度北広島町一般会計事故繰越しについての5件について報告を終わります。

#### 日程第10 報告第6号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第10、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。本件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第6号につきまして概要を説明します。議案集の7ページをお願いします。報告第6号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 専決処分第4号、工事請負契約を変更することについて、学校教育課から説明いたします。議案集8ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて、専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。1、工事名、北広島町立八重東小学校屋根・外壁改修工事。2、工事場所、北広島町立八重東小学校。3、工期、令和2年9月26日から令和3年5月31日まで。4、変更請負金額、6740万2500円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額612万7500円。5、今回変更による増額、173万2500円。6、請負者、島根県邑智郡邑南町矢上7486-1、石見工業株式会社代表取締役小泉賢咲。7、変更理由、北広島町立八重東小学校屋根・外壁改修工事に関わり、工事を施工する段階で、棟屋屋根破損部分、外壁塗装に係る塗装レンガタイルの追加が必要となったこと、シーリングの施工面積、ひび割れエポキシ樹脂注入面積の増加が必要となったことで、仕様を変更したため、工事費が増額となりました。地方自治法第180条第1項及び町長専決処分についての指定により、変更契約締結の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告をいたします。

○議長（湊俊文） 本件について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。前回の議会で説明を受けて議決して、今の業者が工事にかかっているということですが、また、工事をする間に新たに仕様を変更しなくてはならないというような状況が出て、変更請負金額が6700万円ということで、増額が170万ということですが、余りにも、いつもこのような状況のときに私は質問させていただいて、なぜ、こういう状況になるのかということとたすわけですが、やり始めたら、新たに直さなくてはならないとこが出てきたということが余りにも多過ぎる。一旦、業者が落札をしておれば、その業者が引き続いてするというのも当たり前といえども当たり前ですが、まず、落札をして、その後に新たなことが出てくれば、引き続き他の業者ではなくて、できるというふうな状況が続いているわけでありまして。仕方がないといえば、それかもしれませんが、やはりやり始めるときに、しっかりした計画を立てて物事進めるというふうにしてもらわないと、余りにも議会で議決をしてきたが、やり始めると、また変更せにやなんということがあり過ぎるというふうに思うんで、そこのところもう一度、もう少し詳しく、具体的に何がどうあってこうなるのかというのは、もう少し詳しく教えていただければというふうに思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 八重東小学校屋根外壁改修工事につきましては、設計の段階で、しっかりと見える範囲での目視により設計を組んでまいりました。それにより、入札により、この業者さんをお願いをしているところでありました。工事を執行する段階で、どうしても見えない部分について、こういった変更の理由が出てまいりました。監理業務業者との確認も合わせて、しっかり専門的な助言もいただいた上で、やむを得ず変更に至ったものでございます。3月議会でも若干説明は申し上げておりましたが、このような経緯になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第6号、専決処分の報告について、報告を終わります。

日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第11、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて及び日程第12、承認第3号、専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題とします。以上、2件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第2号及び承認第3号につきまして、一括して概要を説明します。議案集の9ページをお願いします。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。北広島町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものです。議案集45ページをお願いします。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。令和3年度北広島町一般会計補正予算第2号につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 承認第2号、専決処分第2号。北広島町税条例等の一部を改正する条例について、税務課からご説明いたします。国の令和3年度税制改正に伴い、改正地方税法及び同法施行令が令和3年3月31日に公布されました。これらの施行日は、令和3年4月1日を含んでおり、町の議会を招集させていただく時間的余裕がございましたので、関連する町の税条例を同日の3月31日付で専決処分させていただきました。議案書は9ページから44ページまでで、条例の編成は、第1条から第2条までと附則からなっており、施行日は令和3年4月1日を原則としつつ、順次到来することとなっています。条文構成が複雑なため、議案集とともに事前に配付しておりますお手元の資料により、要点を説明させていただきます。まず、1番目の個人町民税でございますが、個人所得税の見直しに伴うもので、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの整備です。改正の内容は、非課税限度額の基礎となる扶養親族から30歳以上70歳未満の者で、留学により国内に住所を有しなくなった者、障害者、生活費、教育費など38万円以上の仕送りを受けている者に該当しないものは、除外されるものでございます。対応する改正条例は、改正第1条中、第24条第2項ほか記載のとおりでございます。そのほか特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金控除額の範囲の見直し、申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止、住宅借入金等特別控除の特例の拡充、延長、法律改正に伴う規定の整備がございます。対応する条例改正は、改正第1条中、第34条の7第1項ほか記載のとおりでございます。続きまして、2番目の固定資産税は、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実、確保の観点から、負担調整のために必要な措置を講じるものでございます。改正の内容は、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担軽減の仕組みを継続する。その上で、新型コロナウイルス感染症による納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、税額が増加する土地について前年度税額に据え置く特別措置を講ずるものでございます。対応する改正条例は、改正第1条中、附則第11条ほか記載のとおりでございます。裏面の軽自動車税関連です。まず、環境性能割の税率区分の見直しですが、軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で、税率区分を見直し、クリーンディーゼル車について構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずるものでございます。対応する条例改正は、改正第1条中、第81条の4ほか記載のとおりでございます。続いて、環境性能割の臨時的延長です。税率を1%軽減する臨時的軽減について、適用期間を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございます。対応する条例改正は、改正第1条中、附則第15条の2でございます。最後に、グリーン化特例の見直しです。種別割の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例を重点化等行った上で、2年間延長するもので、対応する改正条例は、改正第1条中、附則第16条です。なお、議案書41ページの附則第1条中、（3）、（4）の施行日の根拠となる法律番号が空欄となっています。これは専決時に国会において審議、採決中の法案で、未公布となっているため、当該法律が公布された後に番号を加筆することとしております。このたび専決処分させていただきました北広島町税条例の改正内容につきましては以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政政策

課からご説明申し上げます。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支援策が決定され、まず、一人親世帯分について支給することとなったため、令和３年度北広島町一般会計補正予算第２号として編成を行い、４月１４日付で専決処分したものでございます。別冊の令和３年度一般会計予算補正第２号をご覧ください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０００万円を追加し、予算の総額を１３６億５００万円としたものでございます。歳出につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金、給付金事務に係る経費を計上しております。財源ですが、臨時特別給付金給付事務費補助金、同じく事業費補助金として、全額国庫補助金でございます。以上で財政政策課からの説明を終わります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議、採決を行います。

#### 日程第１３ 議案第５８号 北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第１３、議案第５８号、北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第５８号につきまして概要を説明します。議案集の４７ページをお願いします。議案第５８号、北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町生活改善施設下石生活改善センターを下石海応寺自治会へ無償譲渡するに当たり、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。詳細につきましては担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 議案第５８号、北広島町生活改善施設設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集４７ページをお願いいたします。豊平地域に１３か所ある基幹集会所の一つでございます下石生活改善センターにつきまして、下石海応寺自治会へ無償譲渡するに当たり、北広島町生活改善施設設置及び管理条例第３条第２項に規定する別表から、当該施設を削除することを提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

#### 日程第１４ 議案第５９号 財産の無償譲渡について

○議長（湊俊文） 日程第１４、議案第５９号、財産の無償譲渡についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第５９号につきまして概要を説明します。議案集４９ページをお願いします。議案第５９号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、地域における活動拠点として有効に利活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 議案第59号、財産の無償譲渡について、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集49ページでございます。1、財産の表示、住所、広島県山県郡北広島町下石227番地。種別、建物。名称、下石生活改善センター。延べ床面積348.52㎡。2、譲渡先、広島県山県郡北広島町下石106番地1。下石海応寺自治会、会長泉繁樹。当センターは昭和42年に建設され、現在、下石海応寺自治会が指定管理者として管理運営を担っていただいているものでございます。地元自治会へ無償譲渡を行い、隣接する施設と合わせて町補助金を活用し、施設の撤去及び整備を行っていただきまして、地域における活動拠点として有効に利活用していただくことを目的に、無償譲渡を提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

#### 日程第15 議案第60号 財産の取得について

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第60号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第60号につきまして概要を説明します。議案集の51ページをお願いします。議案第60号、財産の取得について説明します。本案は、高規格救急自動車を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（日田靖成） 議案第60号、財産の取得について、消防本部からご説明いたします。議案集51ページをお願いいたします。1、物件名、高規格救急自動車。2、納入場所、北広島町消防本部。3、購入価格、3547万5000円。4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町本地737番地。エコテクノ株式会社、代表取締役砂原琢也。5、納入期限、令和4年2月28日。本案は、現在、豊平出張所に配置しております高規格救急自動車の老朽化による更新でございまして、令和3年4月28日に車両販売及び高度管理医療機器販売で指名登録願が提出されております町内業者4者を指名し、入札を行ったものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

#### 日程第16 議案第61号 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第3号）から

#### 日程第18 議案第63号 令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第16、議案第61号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第3号から、日程第18、議案第63号、令和3年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号までの3議案を一括議題といたします。以上、3件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。



○町長（箕野博司） それでは、令和３年度補正予算の概要につきまして一括して説明します。

別冊の令和３年度補正予算書をお願いします。議案第６１号、令和３年度北広島町一般会計補正予算第３号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億８６００万円を追加し、予算の総額を１４１億９１００万円とするものです。今回の予算補正は、当初の骨格予算に施策の肉づけ及び新規事業の追加などを行ったものです。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策や電子決済等デジタル化推進事業、コミュニティホーム整備などの協働のまちづくり推進事業、道路改良事業による生活の利便性の確保、消防団の積載車の更新や学校校舎等の改修設計など、安全・安心な環境整備など、第２次長期総合計画に掲げる５つの施策分野に沿って事業を組み入れ、令和３年度の本格的な予算として編成しております。また、地方債補正は第２表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第６２号、令和３年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第１号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２４０万円を追加し、予算の総額を３億７２４０万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、管渠布設工事費の追加を計上しております。また、地方債補正は、第２表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第６３号、令和３年度北広島町介護保険特別会計補正予算第１号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算において、委員報酬等の増額を計上し、予備費で調整しております。以上、よろしく願いをいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、３議案については後日、審議、採決を行います。

#### 日程第１９ 発議第２号 予算審査特別委員会の設置について

○議長（湊俊文） 日程第１９、発議第２号、予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。ただいま提案ありました議案第６１号から議案第６３号までの令和３年度補正予算関係３議案については、さきの議会運営委員会で協議され、予算審査特別委員会を設置し、審査付託するよう決定をされました。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、令和３年度補正予算関係の３議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、予算審査特別委員会の委員長に１０番、服部議員、副委員長に９番、伊藤 淳議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員長に１０番、服部議員、副委員長に９番、伊藤淳議員を指名いたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は１６日の一般質問となっておりますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 １１時 ５３分 散 会

$$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim \quad \bigcirc \quad \sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$$